

役員名簿の登録を省略する場合の 利用登録お手続きガイド（求人者用）

※一定条件（3ページを参照）に該当する場合に、利用登録手続きにおいて役員名簿の登録を省略することが可能です。



当センターのウェブサイトからお申込み

以下のURLの利用申込みフォームからお申込みください。

■求人企業利用申込フォーム

<https://www.kanmin-job.go.jp/n/jinzai/request/0064>

利用申込みの際に「法人番号」をお書きいただきます。
法人番号は[国税庁法人番号公表サイト](https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)で検索することができます。
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



本人確認メールへのご返信

利用申込みフォームからお申込みいただいた後、（いたずら等でないことの確認のため）当センターから「本人確認メール」を、ご登録いただいた担当者様のメールアドレスあてに送信します。その「本人確認メール」の本文に記載しているメールアドレス宛てに、必要事項をご記入の上、ご返信ください。



官民ジョブサイトにアクセスし、必要書類等をご登録

本人確認メールにご返信いただいた後、利用者専用サイト「官民ジョブサイト」ご利用のためのIDと仮パスワードをご連絡します。そのIDで「官民ジョブサイト」にアクセスし、以下の①の必要書類のご登録と②の役員名簿を省略することの記入をお願いします。

■官民ジョブサイト

<https://www.kanmin-job.go.jp/q/>

以下は、一定条件（3ページを参照）に該当することにより、役員名簿の登録を省略する場合のお手続きの説明です。それ以外の場合は、通常のお手続きについて記載している「[利用登録お手続きガイド](#)」をご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/pdf/jigyom/guide1.pdf>（PDF形式：514KB）

① 利用規約同意書・誓約書

以下のURLの様式をダウンロードしていただき、必要事項をご記載の上、PDF化して官民ジョブサイトにご登録

■「利用規約同意書・誓約書」の様式（PDF形式：140KB）

https://www8.cao.go.jp/jinzai/pdf/jigyos/doisho_jigyosha.pdf

↓ 「利用規約同意書・誓約書」様式で4つの中から選択する部分は、該当する□にレ点（チェックマーク）を、該当する記号に○印をお付けください。

記入例1 公益社団法人又は公益財団法人の場合

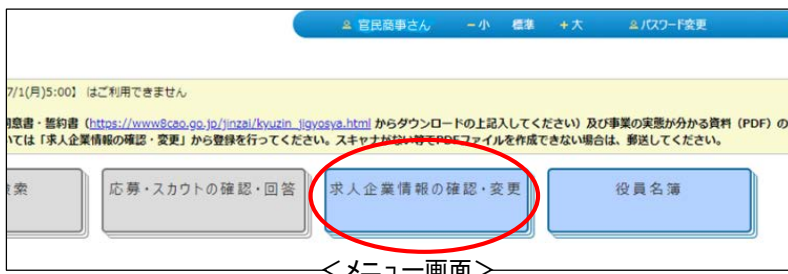
☑ 法律の規定に基づき行政庁の設立の認可又は認定等を受け行政庁による監督その他の関与の下で業務の運営を行っている以下の法人に該当するので、役員名簿の登録を省略します。

(↓該当する種別のいずれかの記号に○。その場合は設立の根拠となる法律名も記載)	
ア. 独立行政法人	イ. 国立大学法人・共同利用機関法人
ウ. 地方独立行政法人	エ. 公益社団法人・公益財団法人
オ. 特定非営利活動法人	カ. 社会福祉法人
キ. 医療法人	ク. 更生保護法人
ケ. 中小企業等協同組合（事業協同組合・事業協同小組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合）	コ. 私立大学又は私立高等専門学校を設置する学校法人

記入例2 労働者派遣事業者の場合

☑ 暴力団排除条項について、以下に係る許認可等を受けた際に確認済みであるので、役員名簿の登録を省略します。

(↓該当するもののいずれかの記号に○。関係機関や番号も記載)	
a. JPXの証券市場に上場している企業 → (上場市場: _____)	銘柄コード: _____)
b. 金融商品取引業者 → (管轄財務局等: _____)	登録番号: _____)
c. 職業紹介事業者	d. 労働者派遣事業者 → (管轄労働局: ××労働局)
	許可番号: 派 12-345678)
e. 宅地建物取引業者 → (免許行政庁: _____)	免許番号: _____)
f. 建設業者 → (許可行政庁: _____)	許可番号: _____)



【注】事業の実態を確認できる情報（法人番号又はHPアドレス）のご登録がない場合には、上記「利用規約同意書・誓約書」に加え、「事業の実態が分かる資料」（事業報告書、決算書、広報資料などいずれか1つ）も合わせてご提出をお願いします。

② 役員名簿を省略することの記入

「役員名簿」ボタンを押して出てくるページの1人目の役員の部分に、以下のとおりご入力

官民ジョブサイトの入力欄	記入していただく内容
氏名	「登録省略」と入力してください。
氏名カナ	「00」と入力してください。
生年月日	登録日の日付を選択してください。
性別	いずれか一方を選択してください。
住所（市区町村まで）	「00」と入力してください。
役職名	「00」と入力してください。

利用登録の手続きについて、より詳しくは「御利用の手引き」の7～13ページに説明がございます。

■御利用の手引き（求人者用）（PDF形式：848KB）

https://www8.cao.go.jp/jinzai/pdf/jigyom/tebiki_jigyosha.pdf

その他の本事業に関する情報は以下のページをご覧ください。

■事業主の皆様向けのページ

https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_jigyosya.html

以上のお手続きをしていただき、当センターでの確認が終わりましたら、手続き完了についてメールでお知らせします。

官民ジョブサイトで、求職者情報の検索・閲覧や、求人情報の登録ができるようになります。

<ご注意ください>

官民ジョブサイトの「求人企業情報詳細」画面（「求人企業情報の確認・変更」ボタンを押して出てくるページ）の右下にある「**利用終了**」ボタンを押すと、今後のご利用を取りやめる操作となり、**IDが削除されます**。

※誤操作で利用終了となった場合、利用登録を最初からお願いすることになります（IDも変更になります）のでご了承ください。

毎回の官民ジョブサイトの閲覧等を終了する際には、画面の右上にある「ログアウト」ボタンをご活用ください。

▶役員名簿の登録を省略することができる場合

1. 法律の規定に基づき行政庁の設立の認可又は認定等を受け行政庁による監督その他の関与の下で業務の運営を行う法人で以下に該当する場合

- ア. 独立行政法人
- イ. 国立大学法人・共同利用機関法人
- ウ. 地方独立行政法人
- エ. 公益社団法人・公益財団法人
- オ. 特定非営利活動法人
- カ. 社会福祉法人
- キ. 医療法人
- ク. 更生保護法人
- ケ. 中小企業等協同組合
- コ. 私立大学又は私立高等専門学校を設置する学校法人
- サ. 銀行・銀行持株会社
- シ. 保険会社・保険持株会社
- ス. 信用金庫
- セ. 労働金庫
- ソ. 特殊法人、認可法人、共済組合その他の特別の法律により設立される法人
（行政庁による監督・関与が法律上規定されているものに限る）

2. 暴力団排除に係る規定のある許認可等を受けている場合

- a. JPXの証券市場に上場している企業
- b. 金融商品取引業者
- c. 職業紹介事業者
- d. 労働者派遣事業者
- e. 宅地建物取引業者
- f. 建設業者
- g. 建設コンサルタント
- h. 地質調査業者
- i. 賃貸住宅管理業者
- j. 警備業者
- k. 経営革新等支援機関
- l. その他（※許認可等の種類をお書きいただきます）

3. 国の機関（国会・裁判所）又は地方公共団体の機関である場合